

2024年9月24日

各 位

会社名 株式会社日本創発グループ  
代表者名 代表取締役社長 藤田 一郎  
(コード:7814 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 菊地 克二  
電話番号 03-5817-3061

臨時株主総会の開催及び付議議案の決定、資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少  
及び譲渡制限付株式報酬制度一部改定に関するお知らせ

当社は、2024年9月12日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び2024年9月13日付「臨時株主総会招集のための基準日設定公告」において、2024年9月30日を基準日と定め、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を2024年11月中旬に開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時及び付議議案について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。また、本臨時株主総会の付議議案の一部として、資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下、「本減資等」といいます。）及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）（以下、「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の一部改定について決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

- (1) 開催日時 : 2024年11月15日（金曜日）午前10時
- (2) 開催場所 : 東京都台東区上野三丁目24番6号  
上野フロンティアタワー 14階 当社大会議室
- (3) 付議議案 : 第1号議案 資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少の件  
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）1名選任の件  
第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

2. 本臨時株主総会の付議議案の内容について

【第1号議案 資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少の件】について

(1) 目的

当社企業グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を促進するため、適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持し、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として実施するものであります。

(2) 要領

① 資本金の額の減少

a. 減少する資本金の額

資本金の額400,000,000円のうち、300,000,000円減少して100,000,000円といたします。

b. 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく資本金の額を減少させ、減少する資本金の額全額をその他資本剰余金に振替いたします。

c. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年11月30日（予定）

② 資本準備金及び利益準備金の額の減少

a. 減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金の額21,937,104円のうち、21,937,104円減少して0円といたします。

利益準備金の額78,062,896円のうち、53,062,896円減少して25,000,000円といたします。

b. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少させ、減少する資本準備金の額全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額全額を繰越利益剰余金に振替いたします。

- c. 資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日  
2024年11月30日（予定）

(3) 日程

- ① 取締役会決議日 : 2024年9月24日  
② 債権者異議申述公告日 : 2024年10月29日  
③ 債権者異議申述最終期日 : 2024年11月29日  
④ 本臨時株主総会決議日 : 2024年11月15日  
⑤ 効力発生予定日 : 2024年11月30日

(4) 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産合計額に変動を生じるものではなく、また、業績に与える影響はありません。なお、本減資等は、本臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

【第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）1名選任の件】について

(1) 取締役候補者の略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
さかした たけし 坂下 毅 (1964年10月5日)	<b>【略歴、地位及び担当】</b> 1988年3月 早稲田大学商学部 卒業 1988年4月 大和証券株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）入社 1989年3月 茜証券株式会社（現 マネックス証券株式会社）入社 1991年6月 株式会社アスキー（現 株式会社KADOKAWA）入社 2002年10月 株式会社アスコム 入社 2008年9月 同社 取締役副社長 就任 2020年10月 同社 取締役副社長 辞任 2023年6月 同社 代表取締役 就任 2024年3月 同社 代表取締役社長（現任） <b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社アスコム 代表取締役社長	－ 株

(2) 選任理由

坂下毅氏は、経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、また、長年にわたるIT業界・メディア業界での専門的な知識・経験等を有しており、幅広い視点からの当社グループの企業価値向上と持続的成長に資することを期待して取締役候補者とするものであります。

(3) 就任予定日

2024年11月15日

【第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度一部改定の件】について

(1) 本制度の改定の概要等

対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るため、さらなるインセンティブを与えるとともに、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めること及び株主の皆さまとのなお一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内から600百万円以内に、金銭報酬債権の現物出資により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年40万株以内から120万株以内とし、対象取締役に對して交付する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、「割当を受けた日より1年間」から「割当を受けた日より取締役会が1年間から3年間の間であらかじめ定める期間」とすることのほか、必要な改定を行うものであります。具体的には、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の上限額600百万円は、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり200百万円、発行又は処分される当社普通株式の数40万株を超えない範囲での支給といたします。

(2) 改定後の本制度の概要

① 概要

対象取締役に譲渡制限付株式を付与するため、取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）を発行又は処分し、これを保有させるものといたします。各対象取締役への金銭報酬債権の具体的な額、譲渡制限期間、及び支給時期についても取締役会決議に基づき決定することといたします。なお、上記の本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役の間で、本制度に係る譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。本割当契

約では、対象取締役は、割当を受けた譲渡制限株式について、本割当契約に定める期間中は譲渡又は担保権の設定その他の処分をすることができないことが定められます。

② 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の総額の上限は年額 600 百万円以内といたします。なお、上記報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。また、当該金銭報酬債権の払込により発行又は処分をされる本割当株式の総数は年 120 万株以内（なお、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる割当株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整することができることとする。）といたします。

③ 1株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、本割当株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の普通株式の公正な価格とし、取締役会において決定することといたします。

④ 本割当契約において定める内容の概要

譲渡制限付株式の割当に際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

a. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により、割当を受けた日より1年間から3年間の間の本割当契約に定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）ことといたします。

b. 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、死亡又は任期満了その他正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

c. 譲渡制限の解除

上記 a. の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することといたします。ただし、当該対象取締役が、上記 b. に定める死亡又は任期満了その他正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記 b. に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することといたします。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

d. 組織再編等における取扱い

上記 a. の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することといたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することといたします。

e. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めることといたします。

3. 資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少について

上述 3. 「本臨時株主総会の付議議案の内容について」における「【第 1 号議案 資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少の件】について」をご参照ください。

4. 譲渡制限付株式報酬制度の一部改定について

上述 3. 「本臨時株主総会の付議議案の内容について」における「【第 3 号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度一部改定の件】について」をご参照ください。

以上